

岩手県告示第717号

平成29年9月15日付け岩手県報第11718号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成29年岩手県告示第680号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成29年10月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 一関市赤荻字宿161、235の4、237の8
 - (2) 所在が不分明である通知の相手方 高橋紀夫、高橋善治、松本敏
- 2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所